

## よくあるご質問「働き方の新しいスタイル実践モデル創出補助金」

### (基本的事項)

Q1 この補助金の目的はなんですか。

A1 この補助金は、新型コロナウイルス感染症流行等に対応した「働き方の新しいスタイル」の地方型モデルを創出することにより、県内中小企業等における「働き方の新しいスタイル」の実践・定着を図ることを目的としています。

デジタル技術を活用した「働き方の新しいスタイル」の地方型モデルをご提案いただき、この事業を実施することにより、従業員の働き方をどのように改善するか等、数値等を用いて具体的にご提案ください。

Q2 「働き方の新しいスタイル」の地方型モデルとは具体的にどのような取組ですか。

A2 具体的な例として、令和2年度・令和3年度のモデル例の動画を作成し、労働政策課のYouTubeチャンネルで公開していますので、そちらをご覧ください。

○令和3年度モデル事業動画「やまぐち働き方改革優良企業ポータルサイト」内「働き方の新しいスタイル実践モデル企業」10例

(<https://hatarakikata-yamaguchi.jp/new-model/>)

○令和2年度モデル事業動画 3例

・あさひ製菓株式会社 (<https://youtu.be/joOUxF9Er1A>)

・株式会社中山組 (<https://youtu.be/qavVmJGwQhs>)

・株式会社ひびき精機 (<https://youtu.be/8e-3e83oe1k>)

### (公募手続・交付申請)

Q3 申請期間は決まっていますか。

A3 申請期間は令和4年(2022年)8月24日(水)9時30分までです。なお、申請後に提案内容を審査委員会により書面で審査し、採択事業を決定します。(申請の先着順ではありません。)

Q4 事業採択を受けましたが、事業実施の前にどのような手続きが必要ですか。

A4 交付決定を受けることが必要です。交付決定の後に、着工(機器等の発注、外注の契約等)してください。

Q5 交付申請の際、どのような納税証明書が必要ですか。

A5 使用目的は「5 その他の目的」で、「県税について滞納はありません。」と記載された証明書が必要です。

なお、税務署(国)や市役所(市)で発行する納税証明書ではありませんのでご注意ください。必ず、お近くの県税事務所(県)での取得をお願いします。

#### (補助対象経費)

Q6 業務改善のため、ワークスペースの見直しを図りたいと考えていますが、建屋の購入や改修は補助対象になりますか。

A6 土地、建物の取得に係る経費は補助対象外です。補助対象とならない事例について、公募要領の3ページに記載していますので、ご確認ください。

本補助金は、デジタル技術を活用した地方型モデル創出の補助金ですので、ワークスペースの改修だけの事業採択は難しいと思われませんが、デジタル技術を活用した働き方の組み合わせとして必要となるワークスペースの改修等は対象になると考えられます。

#### (他の助成金等との併用)

Q7 同一内容の事業について、本補助金と他の補助金等を併用することは可能ですか。

A7 実質的に同一内容の事業について、他の補助金等と併用することはできません。

ただし、他の補助金等により整備する経費が明確に区分できるときは、本補助金を交付できる場合があります。

#### (その他)

Q8 問い合わせ先を教えてください。

A 8 TEL:083-933-3221 FAX:083-933-3229

E-mail:a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

※メール送付の場合は、【件名】に「働き方の新しいスタイル実践モデル創出補助金について」と記入してください。

以上